

第4編 事故等災害応急対策

第2節 道路災害応急対策

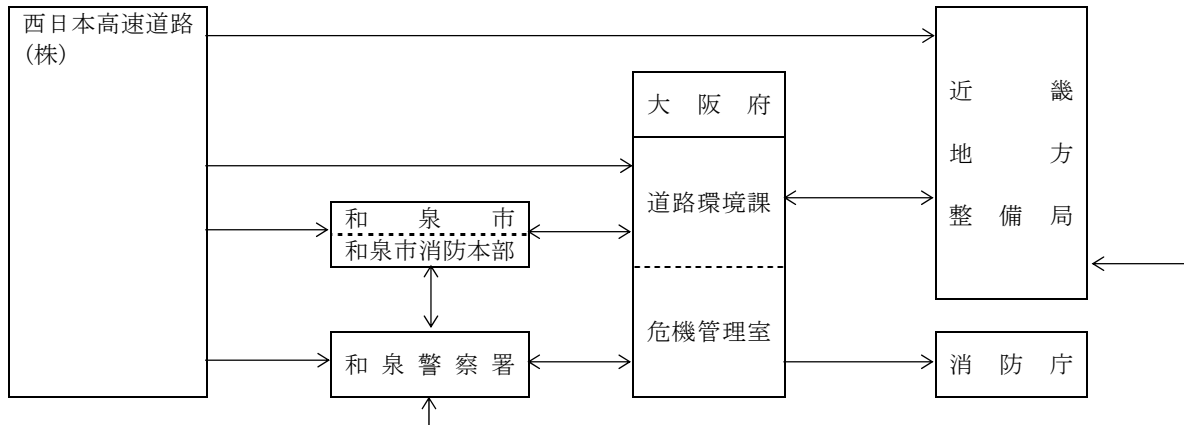
関係機関	都市整備室、土木維持管理室、和泉警察署、消防本部
------	--------------------------

市は、道路管理者、府、防災関係機関と相互に連携して道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第2 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第3節 危険物等災害応急対策

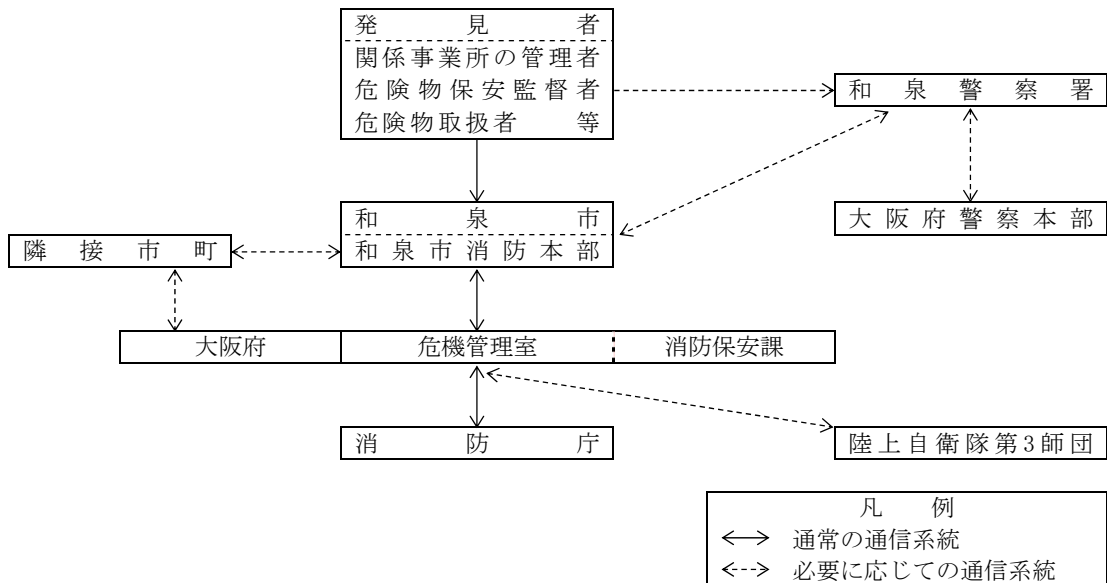
関係機関	公民協働推進室、環境保全課、健康づくり推進室、消防本部、消防団、和泉警察署
------	---------------------------------------

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



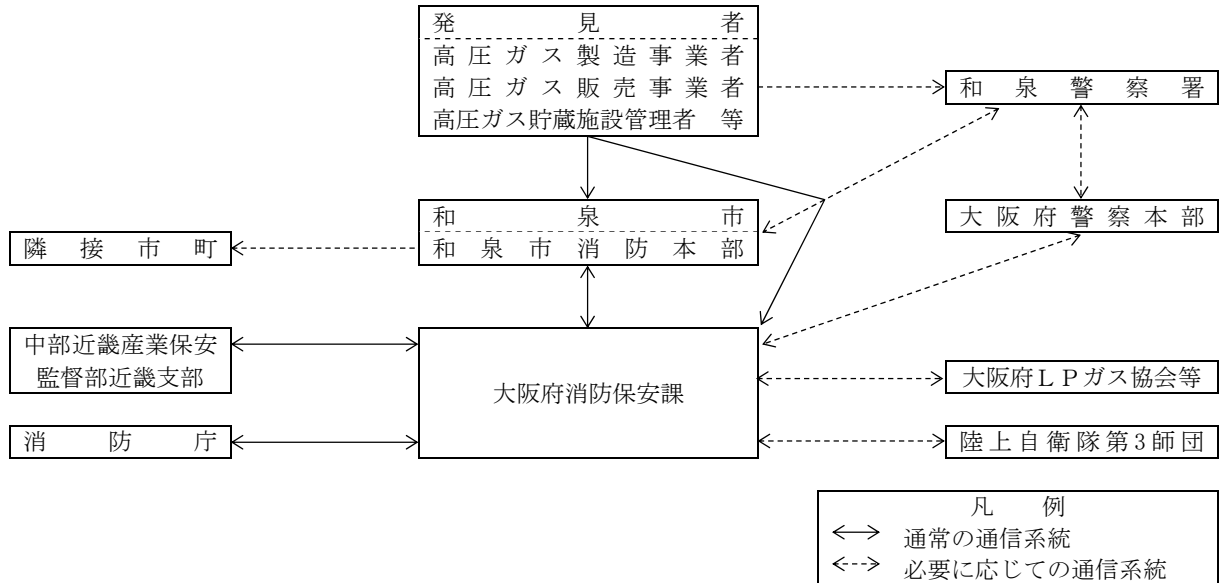
2 市の措置

- (1) 市は、和泉警察署等の関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命の安全確保及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



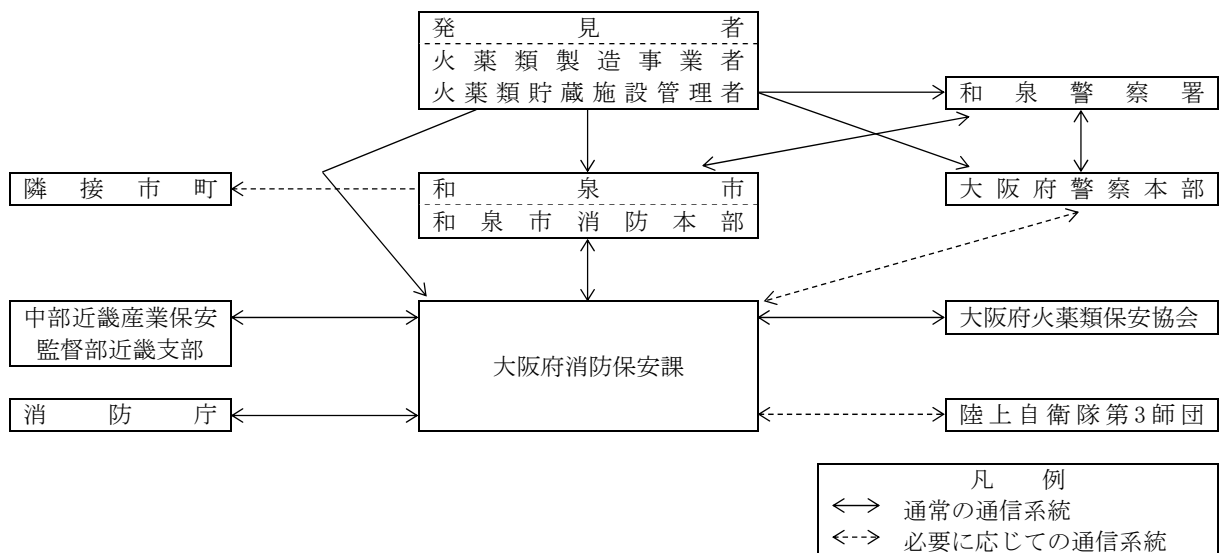
2 市の措置

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。
- (3) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第3 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



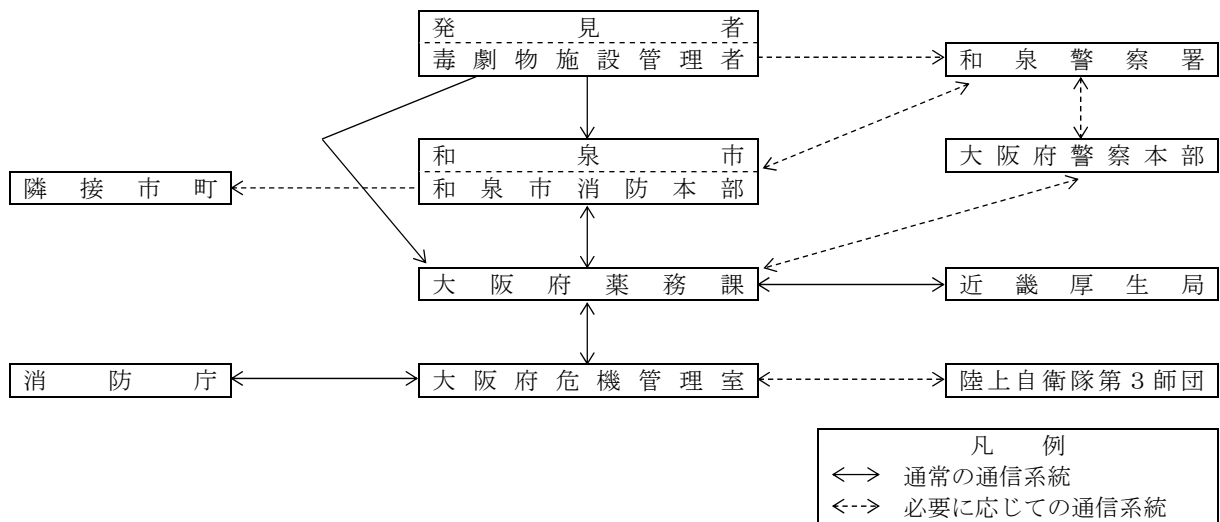
2 市の措置

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。
- (3) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第4 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



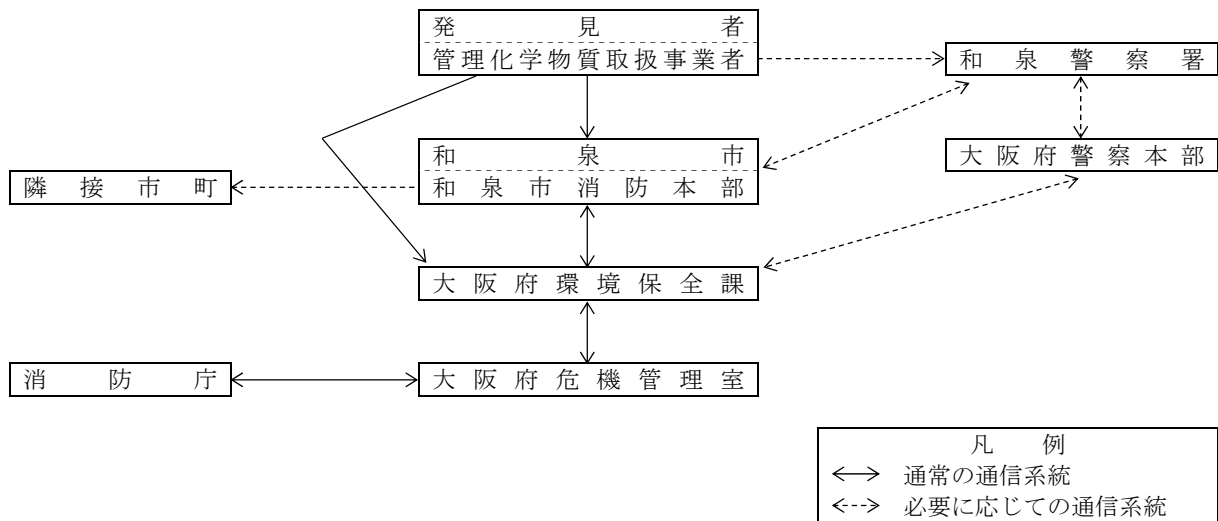
2 市の措置

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第5 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市の措置

管理化学物質等に係る災害が発生した場合は、市及び消防本部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また和泉警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府の措置

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

第6 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講じる。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- 4 住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

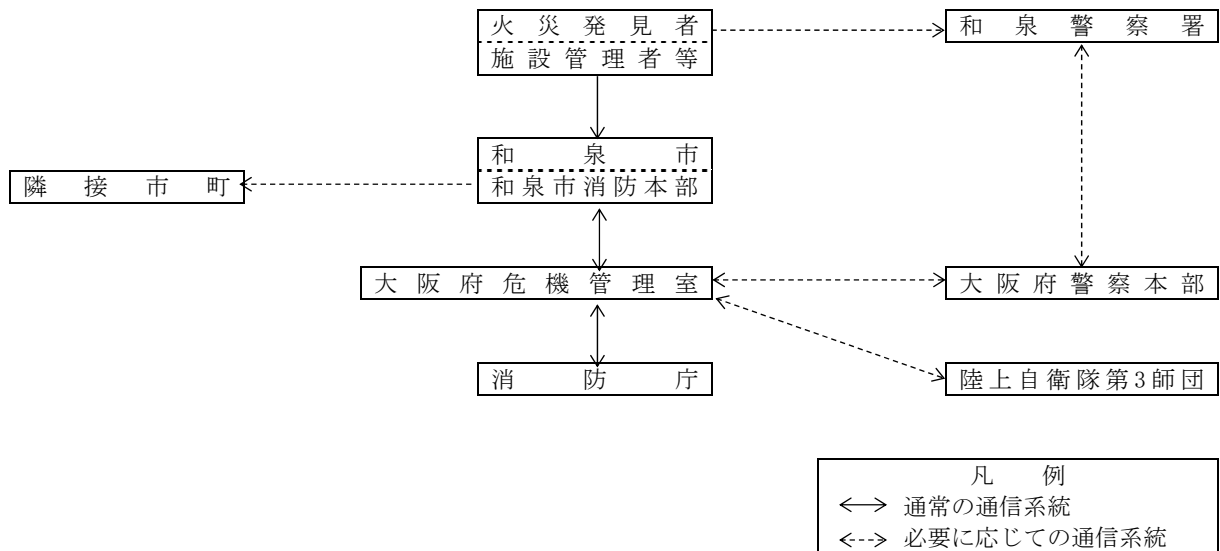
第4節 高層建築物、市街地災害応急対策

関係機関	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、大阪ガス(株)
------	--------------------------------

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等は、次の通報系統により行う。



第2 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、和泉市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車等を利用し、又は状況に応じて消防団、町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第3 市の措置

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に必要な要員を配置するなど、和泉警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 火災等

消防本部及び消防団は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 水損防止対策

3 広域応援体制

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町、府などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

第4 和泉警察署

和泉警察署は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防本部、医療機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

関係機関との密接な連携の下、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第5 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

1 緊急の場合には、ガスの供給を停止する。

2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡の上、行う。

第6 高層建築物の管理者等

1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、消防本部へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。

3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5節 林野火災応急対策

関係機関	産業振興室、消防本部、消防団、和泉警察署
------	----------------------

林野における大規模な火災が発生した場合には、市及び関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 組織体制

- 1 現地指揮本部の設置
- 2 現地対策本部の設置
- 3 林野火災対策本部等の設置
- 4 災害対策本部の設置

第2 活動内容

市及び消防本部は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- 1 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、消防団等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- 2 隣接市町村等に応援要請を行った場合、市に現地対策本部を設置する。
- 3 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- 4 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、阪和林野消防相互応援協定に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- 5 応援部隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- 6 警戒区域、交通規制区域の指定
- 7 空中消火の要請又は知事への依頼
- 8 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- 9 応援部隊の受入れ準備

第3 防災関係機関等の活動体制

1 和泉警察署

市、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

2 林業関係事業者

林業関係事業者は、市、消防本部、消防団、和泉警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第4 火災通報等

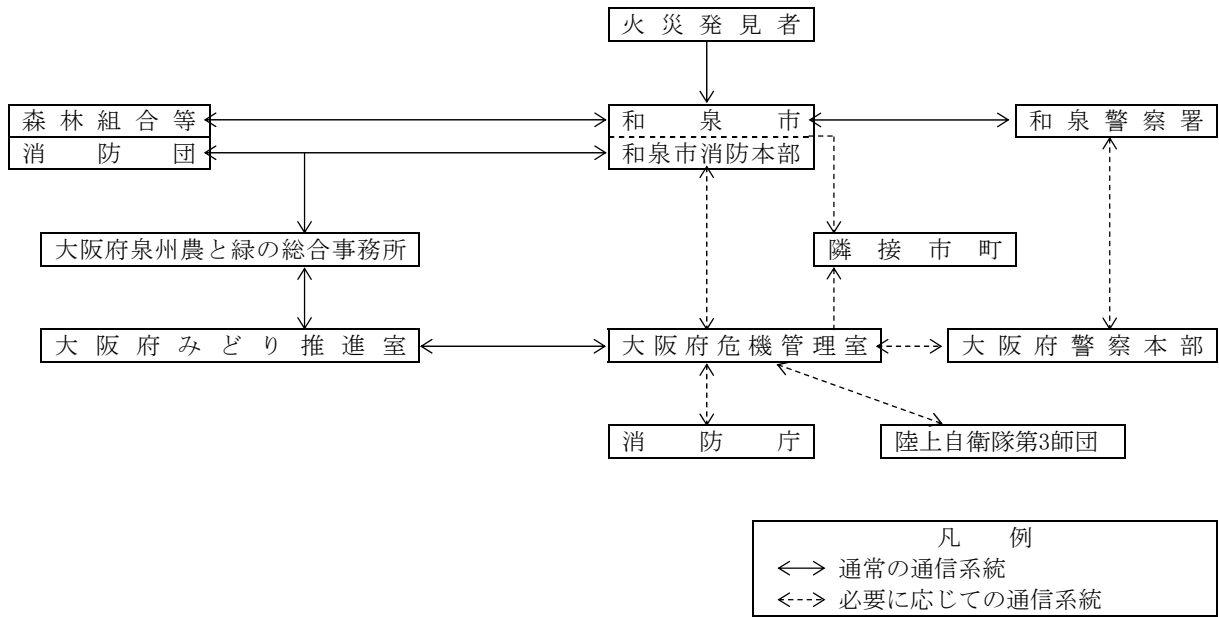
1 通報基準

市は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合
- (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- (3) 空中消火を要請する場合
- (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、和泉市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第6節 その他事故等災害応急対策

関係機関	各課・室共通
------	--------

本計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「第3編 災害応急対策」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。